

東京2025世界陸上に関するWAと世界陸上財団、日本陸連との間における契約（Event Organisation Agreement、以下「EOA」という。）を踏まえ、**世界陸上財団と日本陸連が相互に連携**を図りつつ大会準備を着実に実施するため、**役割分担等を明らかにする日本陸連との基本協定を締結したい。**

## 1 署名者

当該協定は、日本陸連との協定であり、世界陸上財団及び日本陸連の両法人における会長を尾縣貢氏が務めていることを考慮し、本協定における**署名者は武市敬事務総長**とする。

なお、日本陸連においても、尾縣貢氏以外の者が署名することを予定している。

## 2 協定の主な内容

### (1) 役割分担

世界陸上財団：EOAに基づく**大会の準備・運営に関する権利行使及び義務履行**

日本陸連：世界陸上財団の権利行使及び義務の履行に関し、**専門的な技能、知識等の提供**に加え、財団が権利又は義務を有する部分に関する**合理的な支援**

### (2) サービスレベルの適正化等

- ・本大会の成功に向け、世界陸上財団はWAとのサービスレベルの適正化等の協議に臨むこととし、日本陸連は必要なサポートをする
- ・大会に関する重要な事項については、双方誠実協議の上で対応する

### (3) 費用負担

世界陸上財団：大会の準備・運營業務に要する費用について、**自己の責任で資金を調達**

日本陸連：大会の準備・運営について**10億円を上限として負担**

### (4) 権利義務の承継

世界陸上財団は、**大会の準備・運営のために作成**又は保有していた一切の**文書、資料等及び将来の世代のために記録又は保存**されることを目的とする本大会に関する**品目を日本陸連に対し引き渡す**

ただし、具体的な範囲、承継方法、承継時期その他の詳細については、別途協議する

## 協定締結に係る利益相反取引に関する第三者審査委員会の答申について

- 財団の利益相反管理規程第3条第二号において、利益相反行為は、役職員の利益と当法人の利益が相反する行為のことをいい、本規程に定める利益相反行為の対象となる取引相手には、役職員が所属する他の企業・団体を含んでいる。
- 日本陸連には財団の役職員が所属しており、利益相反の該当性があるため、当財団利益相反管理規程第6条第1項に基づき第三者審査委員会において基本協定締結の妥当性を審査。
- 第三者審査委員会から、同規程第5条各号における諸要素を充足しており、総合的に考慮して本協定締結は妥当との答申を得ている。

### 【第三者審査委員会における答申概要】

財団利益相反管理規程第5条各号における諸要素を充足しており、総合的に考慮して本協定締結は妥当

- ・財団及び日本陸連の間で役割分担を行うことは大会準備を着実に行ううえで必要不可欠であり、財団にとって利益を最大化できる見込み（規程第5条1号及び2号）
- ・法人として東京2025世界陸上の準備・運営を行うために締結するものであることから、日本陸連に所属している財団の役職員が不当に利益を得ているものではない（同3号）
- ・日本陸連は国内における中央競技団体、財団は世界陸上の実質的な運営を担う団体として、各々独立した立場から協定を締結するものであり、財団の公平性に疑念が生じるとはいえない（同4号）
- ・基本協定の内容は合理的であるとともに、財団の利益を損ねるものではない（同5号）